

会 議 録

会 議 名	令和6年度（2024年度）第1回八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	
日 時	令和6年（2024年）4月26日 14時30分～16時00分	
場 所	八王子市役所本庁舎 全員協議会室	
出席者氏名	委 員	磯部 剛久委員、川津 明弘委員、尾寄 敏夫委員、鈴木 長一委員、井出 勲委員、澤井 菊男委員、添石 遼平委員、田中 裕之委員、五藤 篤委員、塚本 恵里香委員、荒井 雄司委員、大川 富美委員、下田 直啓委員、杉原 陽子委員（14名）
	事 務 局	福祉部 立花 等部長 高齢者いきいき課 吉本 知宏課長、佐藤 和彦課長補佐兼主査、齋藤 義明主査、辻 誠一郎主査、森田 直樹主査、伊藤 茜主任、吉村 航季主任、和泉 みのり主事、大内 夏奈主事 高齢者福祉課 長谷川 由美課長、田代 雅人課長補佐兼主査 介護保険課 小林 真毅課長、長谷部 晃一課長補佐兼主査
欠 席 者	千種 康民委員（1名）	
次 第	1 開 会 （1）委員・事務局紹介 （2）高齢者福祉専門分科会及び地域ケア推進会議について （3）八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会運営要綱について （4）会長の互選、副会長の指名について （5）令和6年度（2024年度）開催日程について （6）会議の公開・非公開について 2 議題 （1）高齢者福祉専門分科会等の臨時委員の選出について （2）恩方老人憩の家の在り方について 3 報 告 （1）高齢者計画・第9期介護保険事業計画について （2）令和5年度（2023年度）補助事業実績について （3）令和6年度（2024年度）地域密着型サービス事業者公募の開始について 4 閉 会	
公 開 ・ 非 公 開 の 別	公開	
傍 聴 人 の 数	2名	
配 付 資 料	次第 資料1 高齢者福祉専門分科会等の臨時委員の選出について 資料2-1 八王子市恩方老人憩の家の在り方について 資料2-2 恩方老人憩の家 基本情報 資料2-3 恩方老人憩の家 利用状況（令和4年度） 資料2-4 令和4年度 指定管理者事業報告書	

	資料 2-5 恩方農村環境改善センター 基本情報 資料 2-6 老人憩の家及び老人福祉センター 全国の数 資料 3 令和 5 年度(2023 年度)補助事業実績について 資料 4 令和 6 年度(2024 年度)地域密着型サービス事業者公募の開始について 参考資料 1 八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員名簿・事務局名簿 参考資料 2 高齢者福祉専門分科会及び地域ケア推進会議について 参考資料 3 八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会運営要綱 参考資料 4 令和 6 年度八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会開催日程 八王子市高齢者計画・第 9 期介護保険事業計画 八王子市高齢者計画・第 9 期介護保険事業計画 概要版 意見書
会議の要旨	
事務局	1 開会 定刻となりましたので、令和 6 年度第 1 回八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会を開会いたします。 はじめに、皆様の机上に配付した指名書について説明いたします。 先ほどの社会福祉審議会の全体会で、杉原会長から、皆様に高齢者福祉専門分科会委員としての指名が行われました。この会長の指名に基づいて、正式に指名書をお渡しします。 指名書は、会議資料として使用しないため、各自お持ち帰りください。 続きまして、本日の会議資料の確認をいたします。 会議の次第をご覧ください。次第の下部に、本日の会議資料の一覧を記載しております。会議資料の一部は、事前に、委員の皆様に郵送でお送りしています。本日、皆様の机上に配付している会議資料は、事前に郵送していない「資料 2-1～2-6」と「参考資料 2」です。事前に郵送した資料をお持ちでない委員がいらっしゃいましたら、予備がありますので事務局にお声掛けください。 それでは一つずつ、資料の確認を行います。 ・ 次第 ・ 資料 1 高齢者福祉専門分科会等の臨時委員の選出について ・ 資料 2-1 八王子市恩方老人憩の家の在り方について ・ 資料 2-2 恩方老人憩の家 基本情報 ・ 資料 2-3 恩方老人憩の家 利用状況（令和 4 年度） ・ 資料 2-4 令和 4 年度 指定管理者事業報告書 ・ 資料 2-5 恩方農村環境改善センター 基本情報 ・ 資料 2-6 老人憩の家及び老人福祉センター 全国の数 ・ 資料 3 令和 5 年度(2023 年度)補助事業実績について ・ 資料 4 令和 6 年度(2024 年度)地域密着型サービス事業者公募の開始について

	・参考資料 1 八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員名簿・事務局名簿 ・参考資料 2 高齢者福祉専門分科会及び地域ケア推進会議について ・参考資料 3 八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会運営要綱 ・参考資料 4 八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会開催日程 ・八王子市高齢者計画・第 9 期介護保険事業計画 ・八王子市高齢者計画・第 9 期介護保険事業計画 概要版 ・意見書 ・座席表 以上です。 不足の資料はございませんでしょうか。
事務局	(1) 委員・事務局紹介 それでは、次第に沿って進行いたします。まず、次第 (1) 委員・事務局紹介です。 まず事務局を代表して福祉部長の立花より委員の皆様にあいさつをさせていただきます。
事務局（福祉部長）	福祉部長の立花等（ひとし）と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 先ほど市長からご挨拶をさせていただきましたが、市長挨拶を作成した当初の文言には、高齢化の進行に関するお話はありませんでした。2025 年に団塊の世代が後期高齢期に入るため、強く言いたいという思いから市長ご自身で入れた言葉になります。本日はさらにアレンジをされて、2025 年問題は、もう翌年に迫っているといった挨拶になりました。市長は、1 月から就任しておりますが、公約として掲げた健康寿命の延伸について、医療と介護、福祉の連携を強く意識して政策を進めております。特に本分科会の政策には注目して、重点的に進めてほしいとのことでしたので、ぜひ委員の皆様の知見を以て、我々にご指導いただければと思います。ぜひよろしくお願いいたします。 さて、市長の挨拶にありましたが、少子高齢化が進んでおります。現在の高齢化率は 27.8%で、2040 年には 30%を超えて 34%になると推計しております。また要介護率は 19.7%で、近々 20%を超えと考えられます。また、高齢化に合わせて、認知症の方等、高齢の方々の一人暮らしも増加しています。サービスの提供をしていかなければならない一方で、人材不足により担い手は減少しています。こういった問題をどのように解決していくのか、高齢者計画でも様々な取組を掲げましたが、さらに新しい取組がありましたら、それについても果敢にチャレンジしていきたいと考えております。 本日お配りした高齢者計画では、「誰もが安心と希望をもって歳を重ねられる、未来につながるまち」という基本理念に向けて、8つの重要テーマを掲げております。 この重要テーマに取り組んでいくとともに、高齢者あんしん相談センターの機能強化と負担軽減、介護人材の対策・確保・育成など、様々な課題解決を重点テーマに沿って進めてまいりたいと考えております。現在多くの課題があり、大変なところではございますが、現場での感覚、市民・地域での感覚から様々なご意見をいただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

	簡単でございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたしますします。
事務局	ありがとうございます。 それでは立花につきましては、他の専門分科会での挨拶があることから、ここで退席させていただきます。
事務局（福祉部長）	失礼します。
事務局	続きまして、委員の紹介に移ります。 本日は第4期の初回ですので、委員の皆様から順にお1人ずつ所属とお名前の自己紹介をお願いいたします。 参考資料1で委員名簿・事務局名簿を配付しておりますので、こちらも参考にご覧ください。 本来であれば皆様から一言ずつお言葉をいただきたいところですが、時間の関係上、ご所属とお名前のみという形で自己紹介をお願いいたします。 それでは、磯部委員から順に時計回りで所属とお名前をお願いいたします。
	《各委員自己紹介》
事務局	皆様ありがとうございました。 本日千種委員がまだいらっしゃっておりません。いらっしゃいましたらまた改めて自己紹介をお願いしたいと思います。 それでは、続きまして事務局の紹介をさせていただきます。高齢者いきいき課長から順をお願いいたします。
	《事務局自己紹介》
事務局	（2）高齢者福祉専門分科会及び地域ケア推進会議について 続きまして、次第（2）高齢者福祉専門分科会及び地域ケア推進会議に移ります。 参考資料2をご覧ください。 高齢者福祉専門分科会は、社会福祉審議会の中で、高齢者福祉に関すること、例えば、高齢者計画に基づく事業の実施や高齢者あんしん相談センターの運営などについて専門的に話し合う会議です。 分科会では、行政だけで決定することが適当でない内容につきまして、様々な立場の方からご意見をいただき、市が意思決定をする上で判断の基礎とします。また、計画に基づく事業実施にあたって、当初の想定と大きく変わる状況が起きた場合に、皆様の意見を聞きながら進むべき方法を一緒に考えていくといった目的で専門分科会を設置して

事務局	おります。 参考資料２の表面に今年度主に議論したいことを記載しておりますが、①高齢者計画第９期介護保険事業計画の進捗管理については、後ほど皆様に簡単にご報告をいたします。 そして、②恩方老人憩の家の在り方についても、今年度の重要なテーマとして皆様にご議論いただく予定であります。 分科会の中には、高齢者施設整備審査部会、そして高齢者あんしん相談センター運営部会という二つの部会がございます。 それぞれ、施設の整備等に関する内容や高齢者あんしん相談センターの運営内容を専門的に話し合う部会として設置いたします。そしてもう一つ、地域ケア推進会議がございます。 地域ケア推進会議についてご説明する前提として、「地域ケア会議」というものがございます。 これは、例えば、高齢者あんしん相談センターで困りごとを抱えた高齢者や家族の支援策を検討する際などに開催されるもので、様々な地域の関係者や医療等の専門性を持つ方の意見を伺いながら、個別事例の課題解決を図る場として、毎年各地で行われています。そして、地域ケア推進会議では、これら個別事例の解決にあたって行われた議論から今後八王子市が政策的に解決を図っていくべきものを抽出します。そのうえで、現場の様々な課題を専門性や市民感覚に基づいて議論し、八王子市が解決していくべきテーマとして具体化します。 例えば、資料裏面にある「令和５年度の主な会議内容」の①番のように、令和５年度は要介護状態、要支援状態等の重度化防止や自立支援を進めていくために、どのような支援をすればよいかということについて議論をしました。 続いて②番として、重層的支援に課題のある家族、つまり純粋に介護の問題だけではなく、精神障害や経済的な問題など、様々な専門性で支援していくことが必要である家族に向けた支援をどのように行うべきかという内容について議論を行いました。 今年度も地域ケア推進会議は、年度内に３回程度実施予定です。高齢者福祉専門分科会を地域ケア推進会議と位置づけて、皆様で議論していただくことを想定しております。 分科会と地域ケア推進会議について、簡単に説明させていただきましたが、ご質問等がございますか。 (質問なし) (３) 八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会運営要綱について 続きまして、次第（３）八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会運営要綱についてです。 参考資料３をご覧ください。 全て読み上げるには少し文字が多いので、簡潔に説明をさせていただきます。こちら
-----	---

	の要綱は、社会福祉審議会条例第6条に基づいて設置する、分科会の運営について必要な事項を定めるものとなっております。当分科会では、高齢者計画・介護保険事業計画における重点取組や、検討を要する課題、さらに各事業の進捗管理について審議するほか、高齢者あんしん相談センターの運営や高齢者施設整備についてご審議いただくために、本日付で社会福祉審議会の杉原会長に市長から諮問を行い、その写しを配付いたしました。 また、条例第7条第2項に基づき、要綱第4条において、高齢者あんしん相談センター運営部会、高齢者施設整備審査部会、高齢者計画・介護保険事業計画策定部会の三つの部会を設置しました。 一つ目の高齢者あんしん相談センター運営部会では、あんしん相談センターの公正・中立性の確保、そして適切な運営を図るための協議を行います。こちらは後ほど申し上げますが、9期計画の最重要テーマと密接にリンクする部会です。 二つ目の高齢者施設整備審査部会では、社会福祉法人等による高齢者施設の整備、補助金の交付、あんしん相談センター受託法人の変更といった内容に対して、対象法人としての適格性や整備計画の妥当性を審査します。こういった目的のため、福祉以外の専門性も交えた議論を行います。 そして三つ目の計画策定部会では、次期計画の策定に向けた議論を行います。今年度は、こちらの部会は開催を行わない予定です。 要綱については以上です。 （４）会長の互選、副会長の指名について
事務局	続きまして、次第（４）会長の互選、副会長の指名を行います。 本分科会の会長は、八王子社会福祉審議会条例第6条第4項及び要綱第3条第2項に基づき、委員の皆様の互選により選出されます。 どなたか会長の選出について、ご発議はございませんでしょうか。
添石委員	はい。
事務局	添石委員、お願いいたします。
添石委員	前期の当分科会で副会長を務められまして、この分野の造詣も大変深い杉原委員にお願いしてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	ありがとうございます。ただいま杉原委員の推薦がございましたが、皆様ご異議はございませんでしょうか。 （異議なし）

事務局	杉原委員、ご承諾いただけますか。
杉原委員	はい。謹んで拝命いたしたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。 それでは杉原委員が会長に選出されましたので、お手数ですが、会長席へのご移動をお願いいたします。 《席移動》
事務局	それでは、就任にあたりまして、一言ご挨拶をお願いいたします。
杉原会長	改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。 先ほどご説明があったとおり、高齢者計画と介護保険事業計画は、新しいものが策定されました。その目標や重要テーマがきちんと達成できるように、この分科会でしっかりと審議していくことが求められます。 また、地域ケア推進会議のお話も先ほどございましたが、各部署、各機関、関係者の方々が尽力されていると思います。それをより大きな観点から、市全体としてどのように取り組むかを考える役割が地域ケア推進会議にも求められておりますので、ぜひ皆様のお知恵をお借りしたいと思っております。 会議の回数は大変限られておりますが、一回一回の会議が非常に充実した議論となるように私も努力していきたいと思っておりますので、皆様お力添えのほどよろしくお願いいたします。
事務局	杉原会長ありがとうございました。 続いて、副会長の指名に移ります。要綱第3条第3項により、副会長は会長が指名することとなっております。 杉原会長からどなたかご指名いただきますようお願いいたします。
杉原会長	はい。ぜひ、介護保険サービス事業者連絡協議会の塚本委員にお願いしたいと思っております。 介護保険サービスは、高齢者ケアを支える一番重要な基盤ですので、事業者連絡協議会の方からぜひともご意見を重点的にいただきたいと思っております。 また、塚本委員には、前期の分科会のときも、毎回貴重なご意見をいただいていたので、今回も引き続きお力添えを賜りたいと思っております。いかがでしょうか。
事務局	副会長について、杉原会長から塚本委員の指名がありました。塚本委員よろしいでし

	ようか。
塚本委員	ご推薦いただきましてありがとうございます。謹んで拝命いたします。どうぞよろしくをお願いします。
事務局	それでは、お手数なのですが、同じく副会長席へのご移動をお願いしてもよろしいでしょうか。 《席移動》
事務局	ありがとうございます。 それでは塚本副会長から就任にあたって一言ご挨拶をお願いいたします。
塚本副会長	改めまして、八王子介護保険サービス事業者連絡協議会から参りました塚本と申します。皆様の活発な意見が飛び交う分科会にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。 続きまして、八王子市社会福祉審議会条例の第7条第3項により、部会は専門分科会の会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織することとなっています。 高齢者あんしん相談センター運営部会及び施設整備審査部会の委員について、杉原会長からご指名いただきたいと思います。お願いいたします。
杉原会長	はい。私から高齢者あんしん相談センター運営部会の委員を指名いたします。 被保険者として磯部 剛久委員、地域団体の代表者として尾寄 敏夫委員、福祉関係者として澤井 菊男委員、保健医療関係者として添石 遼平委員、介護サービスを提供する事業者として荒井 雄司委員、学識経験者として私、杉原、以上6名の議員を指名いたします。 続いて、高齢者施設整備審査部会の委員を指名いたします。 被保険者として、川津 明弘委員、福祉関係者として井出 勲委員、保健医療関係者として田中 裕之委員、同じく保健医療関係者として五藤 篤委員、介護サービスを提供する事業者として塚本 恵里香委員、以上5名をお願いしたいと思います。 よろしいでしょうか。 (異議なし)
杉原会長	それではこの後、事務局は名簿の作成をお願いいたします。

事務局	はい。承知いたしました。 それでは、杉原会長より部会委員に指名された方には、担当者から指名書を配付させていただきます。 《指名書配付》
事務局	配付されていない方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。 よろしいでしょうか。
事務局	（５）令和６年度（２０２４年度）開催日程について 続きまして、次第（５）令和６年度開催日程についてです。 参考資料４の令和６年度八王子社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会開催日程をご覧ください。分科会は、本日を含めて全４回の開催を予定しております。 また、資料には記載しておりませんが、高齢者あんしん相談センター運営部会は適宜開催、高齢者施設整備審査部会は年３回程度の開催を予定しております。それぞれ詳細については、別途お知らせいたします。
事務局	（６）会議の公開・非公開について 最後に、次第（６）会議の公開・非公開についてです。 八王子市市民参加条例の第９条第３項及び八王子市社会福祉審議会条例の施行規則第４条に基づき、会議は原則公開となっております。 また、公開することが適当でないと認めるときには、非公開の決定を行うこととなっております。 会議録については、八王子市市民参加条例の第９条第５項及び要綱第７条に基づき、事務局にて調製し、調製後に会長のご承認をいただきます。 そして本日、現時点で千種委員がいらっしゃっていませんが、開催要件は満たしております。傍聴者は、２名いらっしゃっております。 それでは、八王子市社会福祉審議会条例の第４条第３項及び第６条第６項の規定に基づき、議事の進行を会長に委ねます。 杉原会長よろしくをお願いいたします。
杉原会長	２ 議題（１）高齢者福祉専門分科会等の臨時委員の選出について それでは、次第に沿って議事を進めます。 まず議題（１）高齢者福祉専門分科会等の臨時委員の選出についてです。事務局から説明をお願いします。
事務局	資料１に基づき説明をいたします。 先ほど説明をした、高齢者福祉専門分科会に設けられた部会及び地域ケア推進会議に

	においてご意見いただくための臨時委員の選出についての議題です。 高齢者福祉専門分科会を先ほど申し上げた地域ケア推進会議として位置づけていることから、この場にいらっしゃる分科会の皆様に加えて、八王子保健生活協同組合、東京都南多摩保健医療圏地域リハビリテーション支援センター、そして公益社団法人東京都柔道整復師会から臨時委員の推薦を依頼しようと考えております。 高齢者あんしん相談センター運営部会については、部会の中で権利擁護の議題を取り扱うことから、高齢者の権利擁護についての相談や成年後見の推進機関としての役割を担っている八王子市社会福祉協議会から委員の推薦を依頼しようと考えております。 高齢者施設整備審査部会は、部会の中で施設の整備や補助金の交付等に対して、適格性や計画の妥当性を審査することが必要となっておりますので、財務に知見を有する方として、東京税理士会八王子支部に推薦を依頼する予定です。 こちらについて、皆様にご意見を伺いたいと思います。
杉原会長	ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございますか。
尾寄委員	尾寄です。分科会運営要綱第6条には、「委員及び臨時委員は、本人又は本人が所属する法人等に係る案件については、その審議及び決議に参加することはできない。」とあり、分科会の運営要綱に引っかかるのではないかという心配があります。 以上です。
事務局	こちらについては、事務局からお答えいたします。引っかかり得る場合について、第6条の除外の規定が用意されておりますので、その状況によって、要綱を使った対応を行うということでございます。
尾寄委員	少し心配になり、質問させていただきました。ありがとうございます。
杉原会長	そのほか、何かございますか。 (なし)
杉原会長	では、これでご了承いただけたということで、次の議題に進みたいと思います。
杉原会長	2 議題（2）恩方老人憩の家の在り方について 続きまして、議題（2）恩方老人憩の家の在り方についてです。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それでは、資料2-1から2-6を基に説明させていただきます。本日の議題の中で、一番時間がかかる想定です。

では、資料２－１「八王子市恩方老人憩の家の在り方について」です。

前提として、八王子市恩方老人憩の家は、市民部恩方事務所の２階にあります。

場所が恩方にあることや対象者の年齢が限られていることもあり、誰でも知っている施設ではありませんが、高齢者のレクリエーションを目的として、昭和４９年に設置された施設です。

同じような目的で設置されている施設として、長房ふれあい館も 있습니다。

恩方老人憩の家につきましては、令和９年度に大規模改修が予定されております。その中で、八王子市として根本的な施設の在り方を検討する必要があると考えております。

事前にお送りした資料から少し表現が変わり、廃止を含めた施設の在り方を検討する、という書き方に変えております。

検討の前提になるのが、資料２－１「１ 主旨等（１）主旨」に鍵括弧で記載している老人憩の家サービスの在り方です。高齢者のレクリエーションを目的として施設を提供することが、今の時代に合っているのか検討の余地があるため、サービスの継続の必要性について見直しを行う状況です。

そこで、資料２－１（２）のア、イにあるとおり、老人憩の家サービスを今後どのように提供していくべきか、また、その上で具体的な恩方老人憩の家の望ましい在り方について、今年度前半で検討していただくことを想定しております。

（３）が本分科会における検討の流れです。

本日の第１回では、本格的な議論というより、議論をするにあたってわからないと困ることや今後検討が必要な論点、調べるべきデータなどの案を出して、次回に向けた準備をさせていただこうと思います。

８月、１１月の分科会にて、本格的な議論を進め、市としての方向性を今年度中に固めることを想定しております。

そのため、本日の議論の目的は、結論を出すというより、資料（４）ア、イ、ウ、エにあるような施設利用者数や、介護予防効果などの知りたい情報に関するご意見のほか、こういった目的で使えるかもしれない、こういう機能があった方がよいのではないかとといったアイデアを出していただくこともお願いしたいと思います。

それでは、資料次ページにある「２ 施設に係る基本情報等」の内容に移ります。

初めに、資料２－２以降に基づき施設の情報等を簡単に説明させていただきます。

まずは、資料２－２をご覧ください。恩方老人憩の家の基本情報を簡単に説明いたします。

１番に設置目的を記載しております。昭和４９年の条例に記載されている設置目的としては、教養の向上及びレクリエーション等のための場を提供するとともに、高齢者の福祉の増進に寄与することとなっております。

続いて６番、指定管理料としては毎年約１３００万円というコストがかかっております。

７番の利用対象者については、市内在住６０歳以上の方であれば、皆さんご利用いただけます。

８番、施設内容として、談話コーナーや浴室娯楽室があります。娯楽室１はカラオ

ケがあります。

9 番、利用料については、記載のとおり、対象者は無料で利用できます。

続いて、11 番の延べ利用者数については、平成 25 年のデータから見ると、概ね横ばい傾向となっておりますが、令和 2 年は新型コロナウイルスの影響で利用者数が減っています。延べ人数の算出方法は、1 日の講座、行事、会議、教室等の参加者数を全て足したのになっております。そのため、同じ人が教室、講座、浴室を 1 日にそれぞれ利用した場合も 1 人ではなく 3 人とカウントしています。

続いて 12 番です。恩方老人憩の家の在り方を検討する際の参考として、令和 4 年度に利用者向けのアンケートを実施しました。1 か月間アンケートを行った結果、利用者の半数程度が近隣の方であることや、回答者 51 名のうち、ほとんどの方が週に 1、2 回以上の高頻度で利用されていることが分かりました。

続きまして、資料 2－3 をご覧ください。令和 4 年度の恩方老人憩の家の利用状況のデータです。指定管理者による教室も開催されており、教室は 6 つございます。

その他、個人での利用と団体での利用など、延べ人数が記載されております。

より詳しい内容は、資料 2－4 の事業報告に記載しており、受託者である社会福祉協議会から八王子市への報告としていただいているものです。

こちらについては、全てご説明する時間はございませんので、お手隙の際にご覧いただければと思います。

それでは再度、資料 2－1 の 2（4）をご覧ください。

憩の家と長房ふれあい館が設置された経緯についてです。恩方老人憩の家は昭和 40 年に厚生省、今でいう厚生労働省の通知に基づいて、昭和 49 年に設置されたものです。

そして長房ふれあい館は、同じように長房老人憩の家として平成 8 年に設置され、都営住宅の長房団地を建て替える際に、都営住宅の 1 階部分に取り込まれました。老人憩の家としての機能とコミュニティ施設としての機能を持っております。

そして、資料 2－5 が恩方老人憩の家に隣接している恩方農村環境改善センターの基本情報です。

恩方老人憩の家からは、徒歩 2 分程度の距離にございまして、体育館や会議室等は年齢制限なく、市民に無料で貸し出しを行っています。

以上が施設に関する概要でございます。

では、在り方検討の背景について、資料 2－1 の 2 ページを基に説明を続けさせていただきます。

先ほど申し上げたとおり、八王子市公共施設の総合管理計画において、憩の家を含む恩方事務所の大規模改修前に施設の在り方を検討することが、明記されています。

令和 9 年度以前に予算や設計を組むことなどを考えると、現時点で大きな方向性を決定しておく必要がございまして。

そして在り方検討に至った最も大きな理由が 3 の（2）です。昭和 49 年と現在を比較すると、高齢者像が大きく変わっております。

まず、高齢者数です。老人憩の家では、60 歳以上を老人と定義してサービスを提供し

ていました。しかし、現在では高齢者人口が7%から29%に増加し、単独で暮らしている高齢者数も昭和55年と比べても7.6倍になっています。

ただし、高齢者が増えたというだけではなく、高齢者の体力年齢も若くなっています。例えば、平成10年から平成30年の間で同じ体力テストをした結果、昔の70歳の体力と今の75歳の体力は同じくらいになっています。つまり、体力年齢が20年で5歳、10歳と若返っています。このように、同じ70歳でも昔は老人だったかもしれませんが、現在はまだまだ元気な方が多くなっています。

このように、高齢者は、助けなければならない特別な対象ではなく、地域の中で自立して暮らしている人へとだいぶ前から社会環境は変化しています。

次に、3(2)のイにある高齢者の娯楽・交流・社会参加の場です。

昭和49年当時と比較すると、市民センターや高齢者サロンなど高齢者が集まる場所が整備されています。また、シルバー人材センターやボランティアセンターなど、地域で活動する場や仕事を探しやすい状況を整えてまいりました。

他にも、カラオケやスーパー銭湯などの民間サービスが普及し、必ずしも公共施設がレクリエーションの提供をする時代ではなくなっているという変化がございます。

続きまして、(3)です。人口構造の変化により、行財政状況は日々、予断を許さない状況です。そのため、隣接している施設との利用実態の類似性についても、在り方の検討の背景になっています。

そして(4)にあるとおり、市全体で、市が提供する入浴施設が廃止されている流れがございます。憩の家も入浴施設を含むため、整合性の取れる形で方針の検討をする必要がございます。

続きまして、4番、全国や他市の事例です。老人憩の家や老人福祉センターの全国の数については、資料2-6のとおりです。こちらも社会環境の変化などの事情により、全国的に減少傾向です。具体的には、資料2-1の4(2)に記載のとおり、京都市、新宿区、上越市が近年廃止されています。

資料2-1の5(1)では、論点の整理のために昨年度の分科会で委員の方にいただいた率直なご意見を記載しました。

令和4年度第4回の分科会では、施設の場所の偏りにより施設利用者が市全体からすると、非常に少ないという地理的な話や周知の話についてのご意見をいただきました。その他、施設の設置目的が今の時代に合っているのか、受益者負担の考え方として、税金の使い方は理解を得られるものなのかなどのご意見をいただいております。

(2)が今年の1月にいただいたご意見です。災害時の避難所としての機能やリエイブルメントセンターへの転換といったご意見をいただいております。

新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、これまでの経緯や施設の状況について、少し時間をいただいてご説明いたしました。

今後、本格的な議論を行うにあたり、現時点で知りたいことや考え方への疑問など、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

事務局からは以上です。

杉原会長	ご説明ありがとうございました。 それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございますか。 まずは、自由にご質問いただいて、その後、今後の議論に向けてどういう資料が欲しいのか、ご意見をお願いします。
澤井委員	施設自体の耐久、耐震の問題はいかがでしょうか。今は様々な地域で震災が多く、大変な被害も出ておりますので、施設の強度などがわかる資料がありましたら、ぜひ共有をお願いします。
事務局	はい、かしこまりました。 次回8月の分科会までにまとめて皆様にお示しいたします。
澤井委員	それから、老人だけではなくて、多世代と一緒に交流できるような複合施設にするといった考え方はないのでしょうか。
事務局	そういった検討についても、いくつか可能性として挙げた中の一つに入っておりまして、実施する上での課題もございますので、整理して資料にまとめさせていただきます。
礒部委員	すみません、単純な質問ですが、令和4年度の利用者が15,864人とありますが、1日平均だと何人程度なのでしょう。
事務局	令和4年度については、閉館もしておりませんでしたので、イメージとしては365日で割れば近い数値になるかと思われます。今すぐに計算ができず、申し訳ございません。
事務局	開館日は、月曜日から金曜日で、土日祝日は開館しておりません。
礒部委員	わかりました。 それから、先ほど言われたように老人の憩いの場所だけではなくて、一般市民も対象にしてはどうかというご意見がありましたが、今後そういうことを考えていく必要があるかと思います。施設が独立してあっても、高齢者はそこだけに行くことは恐らくないのではないかと思います。 それから、先ほど市の浴室の施設の廃止のお話がありましたが、その次に全国の例に関する説明がありました。全国の例は、憩の家の廃止ということで、浴室の話ではないですね。
事務局	そうです。

礒部委員	なぜ浴室に関する全国の例が資料にないのか、不思議に思いますが、何か意図があるのでしょうか。
事務局	老人憩の家自体は、八王子市内では長房と恩方しかございません。八王子市の中で廃止の事例は当然ないですが、全国的な傾向としては数も減っていて、近年廃止されていることを示しているのが資料2-1の4番です。 八王子市の場合、憩の家そのものの在り方をこれから考えていくところですが、入浴施設についての見直しの方向性を示しているものが、(4)です。
礒部委員	それから、東浅川保健福祉センターは、浴室もありますし、カラオケの部屋もあって皆さんよく集まっておられます。こういった施設と憩の施設は何かすみ分けをしているのでしょうか。
事務局	老人憩の家として定義されているものは、恩方と長房にある高齢者向けの施設のみです。東浅川保健福祉センターは、高齢者のレクリエーションのためというよりも、健康を目的とした施設となっております。 利用実態等については、利用者側にとって差を意識する形ではございません。
礒部委員	分かりました。
尾寄委員	恩方老人憩の家について、令和4年度、令和5年度と2年間かけて論議、協議されてきたということですが、それだけかけても結論がまだ出ていないということでしょうか。 なぜ、結論が出ないのかというところにも視点を置く必要があるのではないかと思います。 もう1点は、先ほどの要綱第6条の委員の除斥についてですが、社会福祉協議会は、恩方老人憩の家の指定管理者として関わっており、まさに当事者的な立場であると思います。 この分科会の委員とすることが適切なのか、少し疑問に思います。社会福祉協議会は、国で認められた組織ですから、一般の民間とは違いがあるということが一つ言えます。 それから、実際に管理運営をする中で様々な事情を知っているでしょうから、今回の答申を考えるに当たって、大きな力になるだろうと思います。 委員の皆様が、こういった理由で委員としてぜひ協力してもらいましょう、一緒にやりましょうという判断をしていただければ、そのままでも良いかと思います。 以上です。
事務局	ありがとうございます。 非常に重要なお指摘をいただきましたので、次回の会議までに論点整理した上で皆様に分かりやすい形でお示しする準備をします。

杉原会長	ただいまの社会福祉協議会からの委員のご参加については、私としては、ぜひご参加いただきたいと思いますと思っています。ただいまのご指摘の中にあったとおり、非常に公益性の高い立場でいらっしゃいますし、何より実態を一番よくご存じですから、多角的な観点から私たちの気づかない点も含めて、ご指摘いただけたらと思っていますので、支障がなければぜひともご参加いただきたいと思いますと思っています。
井出委員	社会福祉協議会の井出でございます。 社会福祉協議会の活動の趣旨は、福祉による地域づくり、人づくりという部分にございまして、恩方老人憩の家については、施設の管理ということで、社会福祉協議会の本筋ではございません。 そのため、この事業の在り方については、分科会で議論を進めていただいて、社会福祉協議会は、決まったことを粛々と言うという立場でございます。 地域福祉を推進する立場から発言ができればと私は感じております。
杉原会長	ありがとうございます。 そのような形で関わっていただける分には問題はないですので、ぜひとも引き続きよろしく願いいたします。 何かご質問はございますか。 それでは、私から質問ですが、令和9年度に建物自体は新しいものができるということは決定しているのでしょうか。
事務局	まず、令和9年度に恩方事務所を含めた建物を改修する計画がありまして、中身を変えることにしても改修に含まれますので、リニューアルする場合は、その前段階で決めておかなければなりません。つまり、施設自体が老朽化している部分があるので、まずは改修するという計画です。その中で、もし改修するのであれば、設計の予算編成も必要になりますので、どのようなことに転用するのかを今年度中に決めておかなければ、間に合わなくなってしまうという現状があります。
杉原会長	改修自体は、決定されているのでしょうか。
事務局	計画として決定をしています。
杉原会長	改修することは決定をしていて、その中にどういう改修をするかはこれから決めていくということでしょうか。
事務局	そうです。
杉原会長	耐震補強は、完了しているのでしょうか。

事務局	耐震自体は、正確な情報ではありませんが、既に終わっていると思います。
杉原会長	そうすると、建て替えるということではなく、中身の利用の面での改修ということでしょうか。
事務局	そうですね。
杉原会長	ストリートビューで見たらかなり老朽化しているように感じました。
事務局	そうですね、昭和 49 年からの建物ですが、建て替えるというものではないです。
杉原会長	分かりました。今後残していく機能としては、高齢者あんしん相談センターとはちまるサポート、そして市役所の支所的な部分ということでしょうか。
事務局	今、1 階部分に市民部事務所、高齢者あんしん相談センター、はちまるサポートが入っていますが、改修のタイミングで、事務所自体がそのまま今の建物に存続するのかといった話も出てくる可能性があります。そのため、憩の家に限らず、そういったことも含めるので、もう少し大きな話になってくるかと思います。 ただ、この分科会としては、老人憩の家サービスというものが必要なのかどうかというところをまずご議論いただきたいです。それを以て、恩方に今の老人憩の家サービスの提供を続ける必要があるのかという話になるかと思っております。施設をどうするかという話ではなくて、老人憩の家のサービスをどうするかという観点からご議論いただきたいと思います。
杉原会長	老人憩の家が仮にないとしたら、ほかにこういう用途で活用できるというようなプランは、現段階では何かございますか。
事務局	現段階では、ないです。
杉原会長	分かりました。仮に、老人憩の家が廃止となった場合、改修後もその部分のスペースは空くわけですね。
事務局	そうですね。ですので、もしほかのサービス、用途で転用するのであれば、ここで方針を決定して、どういうサービスを今後使っていくのかという別の議論を今度はするようになるかと思います。
杉原会長	分科会で私たちが議論すべき内容は、老人憩の家をどうするかとともに、空いたスペースをどう活用するかということも検討してよいということでしょうか。

事務局	そこまでのご意見をいただけるのであれば、もちろん結構です。
杉原会長	老人憩の家サービスを続けるのかどうかだけではなく、やはりその後どうするのかというところも含めて考えないと、少しイメージがつかないところもありますので、その後の要素も含めて検討をしてよいということですね。
事務局	そうですね、実際に分科会の中でご議論いただいて、それを社会福祉審議会の答申として、そういう活用のほうがよいのではないかとということであれば、それで結構です。
杉原会長	分かりました。ありがとうございます。 あと、恩方老人憩の家は、隣の農村環境改善センターと機能がかなり重なるというご説明がありましたが、両者の違いはお風呂があるかないかだけですか。老人憩の家を廃止したとしても、レクリエーション的な部分は困らないと考えてよろしいでしょうか。
事務局	まず、老人憩の家ですので、60 歳以上の方に対象者が限定されています。農村環境改善センターは、年齢に関係なく利用できます。 それから、仰るとおり、お風呂は老人憩の家にはありますが、農村環境改善センターにはありません。また、憩の家ではカラオケの設備がありますので、カラオケを楽しまれている方がいらっしゃいます。集会室といった場所の使われ方は似ているかと思います。
杉原会長	老人憩の家が仮になくなった場合に、困る人が出てくるのかどうかということが気になりました。お風呂はなくなって困る方が一定数いらっしゃるかもしれませんが、集会施設など、みんなが集まる通いの場的なものは、隣のセンターで年齢制限なく利用できるもので、あまり困らないと思ってよいのでしょうか。
事務局	仰るとおりの認識で我々も考えています。
杉原会長	分かりました。 ほかにご質問がありましたら、お願いいたします。
下田委員	利用状況は、延べ利用人数のデータを見ますと、令和4年は15,864名です。土日休みと考えて年間250日で割ると、1日当たり平均60人程度が利用されているということですので、少なくないと思うのですが、実際に利用されている方の声は聞かれているのでしょうか。
事務局	延べ人数の数え方としては、先ほど申し上げたとおり、1日に教室と浴室と娯楽室を利用すれば、3人とカウントされてしまいます。各施設の利用件数を足し上げたのがこ

	ちらの数字です。 実人数については、正確な数字が現在把握できておりませんが、令和4年4月の大体1か月間で行った利用者向けのアンケートでは、51名の方が恩方老人憩の家を使ったと回答してくださっています。 全ての方がアンケートに回答してくれたかは分かりませんが、利用者のリピート率、大体の方が週に1、2回以上利用していることを考えると、実人数と延べ人数には差があるのではないかと想定しております。
下田委員	利用されている方の声も聞いておかないと、我々のように外部の人だけの意見で結論付けるのは少し乱暴な気がします。 確かに、1日で3人分カウントされていることもあり得るということですね。 いつも顔ぶれが一緒ということもあるかもしれませんが、そこはもう少し詳しく調べて、よく利用する方のご意見も聞いてみないといけないのではないかと思います。
杉原会長	ありがとうございます。 今回の8月16日が、本件について本格的な議論をするということですので、それに向けて必要な資料や情報を、ぜひお寄せいただきたいです。本日は時間がありませんので、意見書等でこういう情報が欲しいというご意見をお寄せください。 ただいまご指摘があったとおり、やはり使われている方のご意見については、丁寧に情報を取っていただきたいです。 それから、近隣住民の方のご意見もぜひ知りたいと思っております。 例えば子どもや子育て世代など、高齢者以外の方も、こういうスペースがあったらこんなふうに使いたいなどというご意見を持っていらっしゃるかもしれないので、場合によっては地域でワークショップ的なものを開いて、用途を検討していただいてもよいと思いますし、可能ならば近隣住民の方のご意見も伺いたいです。 あとは、こちらの施設に入っているはちまるサポートや高齢者あんしん相談センター、運営してくださっている社会福祉協議会のご意見など、関係者、利用者、それから近隣住民の方のご意見を聴取していただけると非常にありがたいと思っております。 そのほか、また意見書などで、ぜひこういう情報が必要というご意見をお寄せいただければ幸いです。 すみません、時間が押しておりますので、次の事項に移らせていただきます。
杉原会長	3 報告（１）高齢者計画・第9期介護保険事業計画について 続きまして、報告（１）高齢者計画・第9期介護保険事業計画についてです。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それでは、主に高齢者計画・第9期介護保険事業計画の概要版を使ってご説明をさせていただきます。

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間の高齢者施策や介護保険サービスの提供等について定めたものです。前提として、2025年に団塊の世代が75歳以上を迎えると、後期高齢者や介護サービスの需要が急増していく大きなターニングポイントになっております。

その中で、持続可能な地域や、高齢者がいきいきと自分らしく活躍できる社会をつくることを目指してつくった計画です。

基本理念は、「誰もが安心と希望をもって歳を重ねられる、未来につながるまち」としておりまして、「安心」、「希望」、「未来」の3つを大きなキーワードしております。

このキーワード自体も、昨年度の計画策定部会の中で委員の皆様にあるべき八王子の未来などについて、ワークショップ形式でご議論いただいて、ピックアップした言葉です。

そして、概要版の2、3ページの見開きが計画の全体構成です。一番左に目指す姿として、基本理念がありまして、それを達成するための16の施策目標を設定しております。

この16の施策目標に基づいて、3ページ目に様々な取組を掲載しています。

そして、3ページ目の上部にテーマ1から8まで記載しております。複数の施策に関係してくるような重要なテーマが8個ありまして、こちらが個別の取組を貫く横串のような役割を果たしていくことを想定しております。

4、5ページに、今ご説明した重要テーマに関する説明を記載しております。

計画の重要テーマを設定するに当たって、複数の施策に共通する課題、社会の大きな変化、そして令和5年度までの第8期計画での残課題を意識して設定しています。

重要テーマについて、簡単に項目だけご説明します。

一つ目は、高齢者あんしん相談センターの機能強化や負担軽減、そして関係者間の連携を強化していくといった内容が含まれています。

二つ目は、困っている人に向けたサービスがあるだけでなく、サービスを使ってもらうための情報発信や見守り強化について触れています。

三つ目は、介護予防と活躍の場づくりです。

四つ目は、介護人材に関する取組です。

五つ目は、老いに備えるという新しい視点です。実際に困ってからどうしたらよいか考えるのではなくて、元気なうちから「将来もし認知症になったらどうしよう」、「自分は最期どういう形で看取られたいか」といったことを早くから考えて話し合う文化をつくっていくというものです。

六つ目は、認知症との共生です。こちらは、国の認知症基本法等の制定の流れを受けながら、これまで以上に本人発信や社会参加機会を強化していくという内容です。

七つ目は、持続可能で実効性のある事業展開ということで、八王子市にいる15万人の高齢者を限られた人員と予算で支えていくために、行政の資源や地域・民間の力、データなどを結集して活用していくといった内容が含まれております。

最後に八つ目は、介護DXの推進として、介護現場や事業者と行政のやり取り、高齢者あんしん相談センターの業務といった様々な現場でDXを進めていくためのプロジェ

	クトについて記載しております。 6、7ページは、介護保険料の考え方と具体的な説明を入れております。 8ページ上段は、介護保険料の具体的な使い道に関する説明でございます。下段は、施設の整備に関する方針を記載しています。 施設の整備方針としては、基本的に第8期計画を引き継いでおりまして、地域包括ケアの核として、小規模多機能型居宅介護の整備をすすめるほか、認知症対応のグループホームを増やしていくといったことを記載しております。 簡単に概要を説明いたしましたが、最後にこの計画の特徴や本分科会との関係について、高齢者計画・第9期介護保険事業計画の本冊を用いてお話をさせていただきます。 見た目上の分かりやすい特徴として、例えば42ページにあるカラーのページをご覧ください。先ほど申し上げた16の施策目標について、ただ実施することを箇条書きにするのではなくて、一番左にどのような地域を目指していくかといった施策目標を記載しておりまして、それを達成するためにどのようなステップを踏んでいくのかということを中間アウトカム、初期アウトカム、具体的な取組といった形で目標達成までのルートをロジックモデルとして描いています。 今までの計画や他市の計画と比べた特徴として、例えば108ページから111ページにあるとおり、施策の一つにEBPMの推進を明確に位置づけております。EBPMは、エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングの略で、根拠に基づいて取組を進める、見直しをするということです。 続いて、139ページ以降にある計画の推進体制についてです。ロジックモデルの中で、取組をどの程度実施するのか、また、取組の達成状況を何で評価するかといったことを測る指標を細かく設けておりまして、この指標を使った計画の進捗状況の管理を皆さんと一緒に議論・検討していきたいと考えています。 140ページに高齢者福祉専門分科会について記載しておりますが、本分科会の中で目標に対する計画の現状の確認や、目標に達していない場合の新たな対策について、皆さんと一緒に考えていく想定です。 また、170ページ以降に用語集がございます。高齢者福祉や介護保険サービスについて、普段の生活だと聞かない用語も数多く出てきますので、こちらの用語集も参考にいただければと思います。計画の概要についての説明は、以上でございます。
杉原会長	ご説明、ありがとうございました。 それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますか。
塚本副会長	ご説明、ありがとうございました。 今、ご説明いただきました109ページですが、事業欄に令和7年度までにEBPMプラットフォームのシステム構築、完了と記載がございますが、こういったプラットフォームなのか、教えていただければと思います。

事務局	110ページにその前提となっている課題を記載しておりますが、介護予防の取組は、簡単に100万円掛けたから介護費が100万円浮いたと、すぐに計算できるようなものではありません。様々な要素が将来の状況に影響を与えており、例えば、介護予防教室を実施しても、要介護になるかならないかという差が現れるのは、この5年後、10年後になります。このEBPMプラットフォームでは、医療や介護など様々な分野に散らばっているデータを、個人情報に配慮しながら安全な形で、簡単に連結できるようにし、それについて、AIによる分析や現状からの将来リスク予測が行える仕組みを整えていくことを目指しています。 事業の効果検証を根拠に基づいて素早く行えるようにすることが目的ですので、データをつなげる仕組みと分析して予測する仕組みをシステムとしてつくっていくことが、EBPMプラットフォームの構想です。
塚本副会長	ありがとうございます。 八王子市独自のソフト開発をされているという認識でよろしいでしょうか。
事務局	そうです。東京都からの補助金を使った事業として、令和5、6、7年度の3年間で進めていく想定です。
塚本副会長	ありがとうございます。 どのようなデータが基になるのか、参考程度に改めてご教示いただければと思います。
事務局	基本的に使用するデータは、医療レセプトデータや介護の認定関係のデータ、民間企業と連携して市が実施しているアプリを通じて収集が可能なデータ、例えば、「てくポ」というスマートフォンアプリを使った健康ポイント制度がありまして、このようなデータを連結して、事業効果を検証していくことを想定しております。例えば、てくポでこのくらい活動して、このくらいポイントを稼いだ人は、どの程度健康になったかといった検証です。
塚本副会長	ありがとうございます。
杉原会長	そのほか何かありますか。 また、後ほどお気づきの点や分からないところなどありましたら、事務局までお寄せください。
杉原会長	3 報告（2）令和5年度補助事業実績について それでは、報告（2）令和5年度補助事業実績についてです。 事務局から説明をお願いいたします。

事務局	資料3をご覧ください。1 ページ目は、施設を整備することに充てられる補助事業について記載しております。 2 ページ目にある開設準備経費は、主に施設の開設に当たって備品購入などに充てられる補助金です。 まず、整備区分「移転改築」として整備された、施設名称「特別養護老人ホーム清明園」についてですが、施設が裏高尾町 957 番地から同町の 347 番地に移転した際の改築工事となります。 令和2年10月に着工し、令和4年5月に竣工、移転後の施設は令和4年4月にオープンしております。 また、古い建物の解体工事が続くことから、事業完了予定日を令和5年7月31日としておりましたが、改定工事の期間が遅れ、実際の事業完了日は、令和5年12月31日です。 続きまして、整備区分「新規開設」についてですが、施設名称「はなまるホーム八王子山田町」は、令和5年12月に竣工、「グループホームさんのう」と「グループホーム幸せふくろう八王子左入町」は、グループホームと小規模多機能の併設でございまして、それぞれ令和6年1月と2月に竣工を迎えています。 「(仮称) 看護小規模多機能やりみず」は、令和6年10月の竣工を予定しております。 また、「(仮称) グループホームライフニティ八王子」は、グループホームと看護小規模多機能の併設で、令和6年11月の竣工を予定しております。 続きまして、2 ページ目の開設準備経費について、各施設こちらの経費を使いまして備品の購入をしております。 表の左から4施設は令和5年度中、また、表の左から5番目以降の施設に関しましては、グループホームと小規模多機能の併設でありまして、令和6年4月1日に開設を迎えております。 報告は以上でございます。
杉原会長	ご報告ありがとうございます。 それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございますか。 (質問なし)
杉原会長	3 報告(3) 令和6年度地域密着型サービス事業者公募の開始について では、続きまして、報告(3) 令和6年度地域密着型サービス事業者公募の開始について、事務局から説明をお願いします。
事務局	では、令和6年度地域密着型サービス事業者公募の開始について、報告をさせていただきます。お手元の資料4をご覧ください。 はじめに、1 番の公募の趣旨について、ご説明します。 今年度は、第9期介護保険事業計画の初年度です。ここで行う公募は、介護が必要に

杉原会長	なった高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅介護を支える地域密着型サービスの整備促進のため、これを担う提供事業者の選定を行うことで質の高いサービスを提供することを趣旨としております。 続きまして、2番の公募の内容でございます。 今年度は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を1か所、小規模多機能型居宅介護事業所または看護小規模多機能型居宅介護事業所を2か所、認知症高齢者グループホームを1か所となっております。 そのほか、夜間対応型訪問介護や認知症対応型デイサービスセンター等の公募は行っておりませんが、整備の意向があった場合には、別途相談を受けるということで対応していくこととなっております。 続きまして、3番の公募の開始日につきましては、令和6年4月1日に八王子市のホームページ上で開始しております。 なお、市の広報4月15日号においても、再度周知をさせていただいております。 続きまして、4番の受付日程について、第1回締切日を5月31日の金曜日、第2回締切日を9月13日の金曜日としております。ただし、1回で定数に達した場合には、第2回は実施いたしません。 続きまして、5番の前年度との主な変更点について、ご説明させていただきます。 認知症高齢者グループホームの整備促進事業、地域密着型サービス等整備推進事業に係る補助金の補助額が、建築費の高騰に対応して増額されました。 まず、アの認知症高齢者グループホームの整備につきましては、1ユニット当たり875万円増額されております。最大3ユニットまで整備できますので、1施設当たり最大2,625万円増額が可能です。 昨年度の1ユニット最大150万円の増額と比較しても、今年度は大変大幅な増額となっております。 また、イの小規模多機能型居宅介護事業所または看護小規模多機能型居宅事業所につきましては、同じく12,483,000円の増額となっております。 最後に、6番の審査スケジュールにつきまして、ご説明させていただきます。 第1回締切り後、6月中旬に庁内において一次審査を実施いたします。そして7月中旬に二次審査といたしまして、高齢者施設整備審査部会を開催し、8月上旬に事業者決定といったスケジュールとなっております。 もし第1回で公募が足りなかった場合は、(2)に記載のスケジュールに沿って審査を実施することとなります。 施設整備審査部会につきましては、部会に選出されました委員の皆様にご出席いただくこととなりますので、部会開催の際はどうぞよろしくお願いいたします。 報告は以上でございます。 ご説明ありがとうございました。 ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございますか。
-------------	--

尾寄委員	この募集は、市内の事業者に限っているのかどうかということと、もしお答えいただけるのなら、今の応募状況の2点を伺いたいです。
事務局	まず、応募の事業者については、市内に限りません。 そして、現在の応募状況について、正式な応募がまだありませんが、相談を受けているという状況ですので、第1回締切りまでに応募がある場合は、7月の審査部会の開催をする必要があると思います。
尾寄委員	施設は整備しないと市民が困ってしまいますよね。市内事業者に限らないということであれば、広報だけではなく、ホームページでより広く周知して事業者を募るということも必要ではないかと感じました。
事務局	ありがとうございます。ホームページでは、もちろん公開しております。
杉原会長	ありがとうございます。 では、施設整備審査部会の委員の皆様におかれましては、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。
杉原会長	4 閉会 最後に、事務局より連絡事項をお願いいたします。
事務局	次回開催日程は、8月16日（金）午前10時から正午までで、会場は市役所本庁舎801会議室です。 詳細につきましては、開催日の約1か月前に開催通知を送付しますので、日時・会場等ご確認の上、ご出席をお願いします。 本日の会議内容についてご意見等ございましたら、配付させていただいた意見書を、1週間以内にメール、郵送、FAXまたは直接事務局までお送りください。 また、本会議の会議録については、後日各委員に内容確認のため草稿を送付させていただきますので、ご確認をお願いいたします。
杉原会長	ありがとうございました。それでは、以上で本日の会議は終了させていただきます。